

令和7年度東京都入札監視委員会第6回制度部会（東京建設業協会との意見交換会）議事概要（制度）

開催日及び場所	令和8年2月3日（火） 東京都庁第一本庁舎 33階南側 特別会議室S6
委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英 愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史 （株）クロト・パートナーズ代表取締役 石橋哲 弁護士（（株）LegalOn Technologies） 柄澤愛子 計4名（敬称略）</p>
事項	<p>(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等</p>
概要	一般社団法人東京建設業協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会における検討結果	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（令和6年度）」について
委員からの意見等の概要	<p>(1) 一般社団法人東京建設業協会からの要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 働き方改革の実現 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 適正な予定価格・適正な工期での発注の徹底 ➢ 猛暑日・熱中症対策への対応 ➢ 設計変更の円滑化 ➢ 工事・検査書類の削減・簡素化及び検査の効率化 ➢ 業務環境の改善 2. 入札契約制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発注標準金額の見直し ➢ 総合評価方式における課題 ➢ 低入札価格調査制度の厳格な運用 ➢ ECI方式の積極的活用 ➢ 配置予定技術者の最終確認時期について ➢ 監理技術者制度の運用の緩和 ➢ 技術者育成モデルJV工事について ➢ 東京都の入札参加制限の緩和 3. 高騰する建設資材価格等への対応 4. 建設業の担い手確保 5. 公共工事代価の前払金における支払限度額の撤廃 <p>(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等 【委員からの質問等】</p>

標準歩掛について、施工実態と乖離している工種が多く見受けられるというご指摘があったが、具体的にどういった工種でこういった事象が見られるか。

設計変更ガイドラインに基づいた運用が徹底されていない事例があるというご指摘だが、具体的な例を少し教えていただきたい。

【業界団体の回答】

国は、大きな工事での歩掛をつくっており、本当に小さな舗装等は施工単位が全然違う。こちらが要望しているのは、東京都にそういうところの歩掛をつくっていただき、実態に近づくものになるというふうなことでご提案させていただいている。

設計変更については、第三者会議が半分も実施されていない、あまり効果がないというようなアンケートが出ている。受発注者が常にやり取りをしていくと設計変更もスムーズにいくわけである。区切りをつけて、受発注者で会議体を持ちながらやっていければ、お互いに不満なくやっていけるのではないかということである。

【委員からの質問等】

工事・検査書類の削減について、昨年もご要望をいただいたかと記憶しているが、1年たって削減の実感というものは感じているのか。

ITによって書類の削減を進めていこうと言われていたところだが、建設業界全体として、ITによる書類の削減に対応できる環境が整っているのかどうか。

【業界団体の回答】

工事書類の削減につきましては、まだ進んでいないというところ。IT化というのと、紙ベースという二つを要求されたり、我々がやってきたのにIT化がプラスされただけで、書類の削減という中にはなかなかできていないかなというのがみんなの印象であると思う。

どうやったら進められるかということだが、物すごく大きなシステムでやろうということではなく、例えばスマホのアプリケーションの中に入れ、データを送り、それが書類になっていくというのが将来的な目標だと思っている。どこかにまず第一弾から第二弾で集約する。それで書類化して、それがデータでやり取りできるということになるのが将来の目標だと思っている。今の形でいうと、紙ベースを求められないということだけでも、すごく楽になるのではないかなというふうに感じているのが実情である。

より加点してもらいたいというのが本音ベースであるが、現状だと選択肢の一つであるので、独立していただければ、より比重が高まるだろうということをお願いしている。

【委員からの質問等】

工事・検査書類の削減・簡素化及び検査の効率化に関連して、電子データと紙の双方の提出を求められる、手順のない書類の提出を求められるといった事例が散見されるという記載があった。こちらは特定の局もしくは事務所のローカルルールによるものなのか。もしくは、全庁的に同じような動きが残っているということなのか。

【業界団体の回答】

アンケートを行った際の自由記述欄に現場の方々から、実際ASPを使って電子データを提出しているにもかかわらず、担当官から「紙で焼いたものも出してほしい」と言われたというところと、基準の中で、例えば施工体制台帳において省略が現在認められている部分についても提出を求められたというような具体的な声があった。局ごとの違いでは、財務局・建設局については「進んでいる」が少し多いが、住宅政策本部、上下水道、交通局、公営企業局のほうが「進んでいる」が9%と非常に少ない結果になっており、「進んでいるが問題がある」というところを加えると過半数以上になっている局が多い状況が見受けられる。局ごとというよりは、意見を見ている限り、担当の監督官さんの認識から、このマニュアルで求められていないことまで求めてしまっているというところで徹底がされていないと感じている。

【東京都の回答】

工事を多く発注する財務局や建設局、住宅政策本部では直接皆様から意見を伺ったりする機会もあるため、局内への周知などこまめに図ることができるが、工事の発注が少ない局では、どうしても担当者に周知を図る機会を含めて少ないため、書類削減や設計変更ガイドライン等が末端までしっかり周知が図れてないことからこういうことが起こっているのではないかとは思われる。回答にあるように、引き続き関係局等で構成される協議会などを通じて周知して取り組んでいきたい。

【委員からの質問等】

技術者育成モデルJVについて、中小企業が主体的に参加できるよう柔軟な見直しをお願いしたいとの意見が業界団体側から出ている一方、財務局側からは現行制度を維持すべきとの意見があった。以前、東京都中小建設業協会と意見交換をした際は、中小企業だけでなく大企業からも柔軟な見直しをお願いしたいとの意見が出ていたが、どのように整理すべきか。

【東京都の回答】

技術者育成モデルJV工事は、従来、大規模工事についてJV義務を課していたところ、競争性確保の観点から、これを混合入札に変更した。混合入札はJVでも単体でも参加でき、中小企業と中小企業が自主的にJVを結成して参加することもできる。

混合入札が全体としてのベースの制度になっている中で、大企業と中小企業

がペアリングすることによって一定の技術移転が図られることも重要であるという観点から、一部のモデル工事として、大企業と中小企業のJVを義務づけるという工事を実施させていただいている。

現在、中小企業育成という観点から、今後モデル工事の効果や課題等についてヒアリングも行っており、引き続き検討を行っていききたい。

【委員からの質問等】

監理技術者制度の運用の緩和について、監理技術者の方の負担が大きく、退職、離職につながるケースもあるということだが、都の方がお話しされたように、東京都の工事施行適正化推進要綱のほうで、まず死亡とか傷病の場合だけではなくて、工期延長の場合や、契約工期が長く多年に及ぶ場合などは一定の条件の下に交代を認めると要綱に書かれているが、こちらも実際には一定の条件、つまり交代前後の監理技術者の技術力が同等以上というところや、工事の継続性、品質確保などに支障がないといった条件がなかなか厳しくて、実際にこの制度を活用できていない等、こちらの制度の活用状況についてお伺いしたい。

【業界団体の回答】

例えば契約工期で4年の仕事に従事してキャリアをつけようという計画で望んだ場合でも、地下埋設の状況などにより工事が一旦中断になって、倍ぐらいの仕事になるケースではその技術者がずっと拘束されることによって、御家族の状況が変わったり、プライベートな事情があったりと、なかなか交渉は難しいのではという印象があった。今日御立席の皆様全員が同じ思いを共有していただいているか分かりかねるが、今回そういった事例については柔軟に協議させていただけないかという思いで提案させていただいた。今日は御回答で制度に関する話もいただいたため、フィードバックさせていただき、適用する場合については今後ご相談させていただければと思っている。

以上

[その他]

特になし